

# 私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金等のお知らせ

青梅市では、私立幼稚園等に通園している園児の保護者に対し経済的負担を軽減するため、補助金を交付しています。

## 1 補助金の種類

		補助される費用					金額 (月額上限)	対象となる施設
		入園料	保育料	主食費	副食費	教材費 や施設 維持費 等※1		
幼稚園施設等 利用費補助金(国)		○	○	×	×	×	25,700円	私立幼稚園（新制度移行園を除く）
園児 保護者 補助金	東京都	×	○	×	×	△※2	1,800円～ 6,200円※3	私立幼稚園 認定こども園（教育部分）
	青梅市	○	○	○	×	○	4,000円	私立幼稚園 認定こども園（教育部分） 幼稚園類似の幼児施設等
入園料補助金		○	×	×	×	×	10,000円 (入園した年度に1回のみ交付)	私立幼稚園 認定こども園（教育部分） 幼稚園類似の幼児施設等
副食費補助金		×	×	×	○	×	2,000円	私立幼稚園 認定こども園（教育部分） 幼稚園類似の幼児施設等

※1 園則に定められたものであり、保護者が毎年度徴収されるものに限り、制服代やバス代等の一部の園児を対象とするものおよび実費負担に当たるものは除きます。

※2 新制度移行園については、補助対象となります。新制度未移行の幼稚園等については、所得や兄弟構成により補助額が1,800円を超える場合に、補助対象となります。

※3 保護者補助金の補助額は、市民税所得割額や兄弟構成によって算定します。保護者補助金の色付き部分は、新制度未移行園における教材費等（※1）が補助対象となる範囲です。

※4 第1子、第2子、第3子の区分については、私立幼稚園等に通園しているお子様が、保護者と生計を一にしている兄・姉等から数えて何人目かで判断いたします。

所得階層区分		幼稚園施設等 利用費補助金	保護者補助金			
			東京都			青梅市
			第1子	第2子	第3子	
1	生活保護・市民税非課税	25,700円	6,200円			4,000円
2	市民税所得割額非課税		3,200円			
3	市民税所得割額が77,100円以下					
4	市民税所得割額が211,200円以下					
5	市民税所得割額が256,300円以下					
6	市民税所得割額が256,301円以上					
			1,800円	5,600円	5,000円	

## 2 補助金の交付方法・時期（予定）

- (1) 幼稚園施設等利用費補助金・園児保護者補助金 …… 法定代理受領（現物支給）（市から施設へ支給を行うことで、施設に対する保護者の一時的な支払いを不要とする方法）を行う園と、償還払い（施設は保護者から徴収し、後日、市から保護者へ償還する方法）を行う園があります。

青梅市内の幼稚園は、教材費・施設維持費等を上限として法定代理受領を行うため、その分の保護者負担はありません。その他補助金対象経費についての対応方法は施設により異なるため、各施設へ御確認ください。

法定代理受領を行っている市外の施設へ在籍している場合は、保護者の負担額を上限として、法定代理受領額を差し引いた残りの金額を保護者の口座へお振込みします。

1 回目交付（4～8月分） …… 10月頃

2 回目交付（9～3月分） …… 次年度5月頃

- (2) 入園料補助金 …… 4～8月に入園した場合は10月頃、9～3月に入園した場合は次年度5月頃、保護者の口座へお振込みします。

※入園料が補助金額を下回る場合は、入園料の額を上限として交付します。

- (3) 副食費補助金 …… 次年度5月頃、保護者の口座へお振込みします。

※副食費として施設に納入した実費額を交付します（補助額の月額上限は2,000円です）。